

アヅミ 中小企業協同組合 監理費

規則第 37 条 法第二十八条第二項の主務省令で定める適正な種類及び額は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、監理費の徴収方法は同表の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に定めるとおりとする。

2023 年 9 月 1 日

種類	額	徴収方法
職業紹介費	<p style="text-align: center;">1,000 円</p> <p>団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額</p>	<p>団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から徴収する。</p>
講習費（第一号団体監理型技能実習に限る。）	<p style="text-align: center;">2,000 円</p> <p>監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額</p>	<p>入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から徴収する。</p>
監査指導費	<p style="text-align: center;">2,000 円</p> <p>団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額</p>	<p>団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から徴収する。</p>
その他諸経費	<p style="text-align: center;">25,000 円</p> <p>その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額</p>	<p>当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から徴収する。</p>